

潤生園みんなの家南足柄 運営規定 (地域密着型介護老人福祉施設)

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園みんなの家南足柄 地域密着型介護老人福祉施設が行う、介護老人福祉施設事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定めたものである。

(運営方針)

- 第2条 事業所の職員等は、常に利用者の人格と意思を尊重し、利用者の立場にたつて、施設サービス計画に基づき、多職種と協力して利用者が可能な限り自立し、居宅への復帰ができるように介護に努める。
2. 食事・排泄・入浴等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の提供、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話等を行うことによって、要介護者が自分の能力に応じた日常生活が出来るように介護に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

1. 名称 潤生園みんなの家南足柄 地域密着型特別養護老人ホーム
2. 所在地 南足柄市広町530
3. 定員 3ユニット29名 (Aユニット10名・Bユニット10名・Cユニット9名)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

《令和6年8月1日現在》

- (1)管理者 1名(常勤 資格:介護福祉士・介護支援専門員)
管理者は、事業所の職員等及び業務の総合的な経営管理を行う。
- (2)介護支援専門員 1名(常勤兼務 資格:介護福祉士・介護支援専門員)
介護支援専門員は、介護老人福祉施設サービスの利用申し込みに伴うアセスメント、意向を尊重した施設サービス計画の作成及び見直し等を行う。
- (3)生活相談員 1名(常勤兼務 資格:介護福祉士・介護支援専門員)
生活相談員は、介護老人福祉施設サービスの利用申し込みに係わる調整、相談援助及び利用者の入退所業務等を行うとともに、自らも施設サービスの提供に努める。
- (4)介護職員 常勤 12名(資格:介護福祉士、ヘルパー1級・2級、初任者研修修了者等)
非常勤 6名(資格:介護福祉士、ヘルパー1級・2級、初任者研修修了者等)
介護職員は、利用者に対し、施設サービスの提供に努める。

(5)医師 嘱託医(内科医)1名のほか嘱託の歯科医師1名。

医師は、要介護者及び職員の健康管理に当る。

(6)看護職員 常勤 2名

看護職員は、要介護者の健康管理及び傷病の治療に努める。

(7)管理栄養士 非常勤 1名

管理栄養士は、本体施設の業務と兼務し利用者の嗜好を尊重し、エネルギーの消費量と摂取量のバランスを考慮して食べて頂ける食事、献立の作成及び調理の指導に努める。

(8)機能訓練指導員 非常勤 1名

機能訓練指導員は、要介護者の機能訓練に当る。

(9)調理員 非常勤 4名

調理員は、利用者一人ひとりの調理を基本に食べて頂ける食事作りに努める。

2. 職員の定数は、指定介護老人福祉施設及び指定委託サービスの配置基準の定数を下廻らないように確保することに努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 365日年中無休
2. 営業時間 24時間
3. 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービス内容は次のとおりとし、介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準により、(サービス利用料金表)に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割又は2割又は3割に居住費、食費を加えた額)とする。

なお、介護保険の給付対象外サービスについては(2)の利用料金とする。

(1) サービス内容

食事・入浴・排泄等の介護, 相談及び援助, 社会生活上の便宜の提供, 日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理, 療養上の世話, その他

(2) 介護保険の給付対象外サービス

- 居住費 … 1日 2,066円
- 食費 … 朝食 500円、昼食 700円、夕食 600円
- 事務手数料 … 内訳:預金通帳の保管、小遣いの入出金管理、各種税金の手続き等
〈料金〉 … [1か月当たり 1,000円]※ご希望により承ります
- おやつ代 … [1日 100円]

- 特別な食事 …〔実費〕
- 理美容 … 理美容師の来園による理美容サービス [1回 1,600円]
- 特別希望の教養娯楽等の提供, レクリエーション行事等〔実費〕
- 特別希望の生活用品の提供〔実費〕
- 私物のクリーニング代金〔実費〕
- インフルエンザ予防接種〔実費〕
- 特別な処置・ポータブル胸部X線撮影〔実費〕

(会議及び専門部会)

第7条 この施設の円滑な運営を図るため経営会議・職員全体会議・各部専門部会及び課題別委員会を設ける。

2. 経営会議は、法人の各施設長、部長を以って構成し、毎月1回理事長を中心に施設経営の連絡調整をはかる。
3. 職員全体会議は、施設運営の在り方を全員で協議するほか、職員資質の向上をはかるため全体研修を行う場として開催する。
4. 各部専門部会は、それぞれ各部署の業務の円滑を図るため必要ときに随時開催する。
5. 課題別委員会は理事長が指名する職員により必要な課題ごとに構成し、調査・研究及び会議により意見を集約し、施設の運営管理に役立てる。

(入所)

第8条 施設入所は、介護保険法に基づき、利用者との契約により行うものとする。

(退所)

第9条 次の場合、契約の終了とし、関係者に連絡して退所の手続きをとるものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定されたとき。
- (3) 第8条の「利用者との契約」を解約したとき。
- (4) 利用者が第14条の「施設の利用にあたっての留意事項」に違反し、その行為が継続すると認められるとき。

(死亡時の葬祭)

第10条 利用者が死亡した際に葬祭を行うものがないと想定されるときは、あらかじめ、入所時に死後の処置を協議し決定しておくものとする。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(緊急事態への対応)

第12条 看護及び介護職員等は、利用者の病状が急変し、または緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医、主治医または協力医療機関及び家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、その結果を施設長に報告しなければならない。

(衛生管理)

第13条 施設長及び職員は施設の保健衛生のため、次の事項の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年2回以上の害虫駆除
- (3) 必要な箇所の消毒
- (4) その他施設の保健衛生のため必要なこと

(施設の利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者は施設及び他の利用者と協力し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図るように努めるものとする。

2. 面会

面会時は面会簿に記入する。面会時間は午前8時～午後7時。面会時間以外に面会を希望する時はあらかじめ連絡をする。

面会時の食べ物の持ち込みは、必ず職員に申し出る事。誤嚥の可能性のある食べ物の持ち込みは出来ない。生ものは食中毒の恐れがあるので持ち込みは出来ない。残ったものは持ち帰ること。

※無断で持ち込んで事故が発生した場合は、当施設での責任は負いません。

感染予防のため、風邪をひいている方の面会はできない。

3. 外出及び外泊

利用者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、予め外出外泊先や施設へ帰着する予定日時などを事前に担当職員に申し出るものとする。

4. 設備・器具の利用

利用者が、故意又は過失によって施設(設備及び備品)や他人に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復しなければならない。

5. 身上変更の届け出

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに職員に申し出るものとする。

6. 所持品の持ち込み

決められた物(入所のしおり参照)以外の持ち込みは職員に相談する。

7. 施設外での受診

協力医療機関への受診は施設で行う。他の医療機関への受診は家族が対応となる。また入院となった場合も家族対応となる。

(守秘義務)

第15条 施設長及び職員は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者または家族等に関する事項を理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約が終了した後も継続する。

2. 施設は利用者が医療機関に入院する必要があるときは、利用者の諒解を得て心身等の情報を医療機関に提供できるものとする。
3. 前項規程にかかわらず、施設は利用者がサービスを利用されるにあたり、利用者の情報提供が必要な場合には、利用者またはその家族等の同意を得て行う。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(身体拘束)

第16条 当施設は、原則的に身体拘束は行わない。緊急やむを得ない場合は『身体拘束等「行動制限」』についての取扱要領』に基づいて行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(非常災害対策)

第 18 条 施設長は非常災害に備えて防災計画を策定するとともに、定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 利用者は、施設が別に定める防火管理規程に従い、施設の防災対策に協力するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(潤生園ケア基準書)を定め、介護事故等を防止するための体制を整備す

る。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(協力医療機関及び嘱託医)

第 20 条 当施設は入居者の希望又は嘱託医の診断に基づき、診療や入院治療を受けることができる医療機関として、入院治療を必要とする入居者のために協力医療機関及び嘱託医を定める。

- ・協力医療機関……大内病院(内科)
…………井上医院(内科)
- ・嘱託医 ……大内病院(内科)
…………みつはし歯科医院(歯科)

(職員研修)

第21条 施設長は、職員等の資質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設け、積極的に参加させるものとする。

- (1) 入社時研修
- (2) 継続研修 (OJT・OFF-JT・SDS)

(苦情の処理)

第22条 施設長は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(規程にない事項)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、施設運営に関する重要事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。